

大会参加規約

(事業及び事業者の名称)

第1条

本事業を、第18回模擬国連会議関西大会(以下、本大会)と称する

第2条

本大会は、模擬国連関西大会運営事務局(以下、事務局)が運営することとする

(大会開催期間)

第3条

本大会は平成30年8月20日(月)から平成30年8月22日(水)(以下、大会期間と呼称する)に開催する

(申し込み資格)

第4条

本大会へは以下の2要件を満たした場合に参加できるものとする

- (1) 高校生、大学生、大学院生あるいはそれに準ずるもの並びに社会人
ただし、模擬国連に高い関心があると事務局が認めた場合には本項の規定は適用しない
- (2) 本大会の募集要項並びに本規約を読み、承諾されたもの

(申し込み)

第5条

参加の申し込みは期間内に、本大会ウェブサイトより申し込みフォームの必要な項目を入力し、送信することとする

ただし、記載された情報が正確でなかった場合、当該申し込みはなかったものとみなす

第6条

前項の規定に定められる以外の方法による申し込みは認めない

第7条

申し込みの効力については民法93条から126条までの規定を準用する。

第8条

入力された情報については別に定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うこととする

第9条

特定の会議や国への応募が集中したことにより、希望と異なる会議や国が割り振られたことへの異議申し立ては認めない

(申し込みの期間)

第10条

申し込みの期間は5月20日(日)から6月4日(月)の期間とする。

ただし、本項の規定は事務局が必要に応じて募集期間の延長・変更・追加を行うことを妨げない。

(キャンセル待ち)

第11条

(1)一般会議において第一次申込期間中に定員に達したものについては、第二次以降の参加申し込みの受付は行わないものとする。

(2)前項の規定に基づく受付においても5条から9条までの規定を適用する

第12条

(1)高校生会議においては、応募者数が定員を大幅に上回る場合にのみ、キャンセル待ちの申込みに切り替える

第13条

前条の場合、参加者のキャンセルが発生した場合には、キャンセル待ち受付の先着順でキャンセル発生のご案内を行う。

ただし2次以降の参加申込期間はこの限りではない

(第2次以降の参加申込期間)

第14条

(1)申し込み状況に応じ追加の参加申し込み期間を設定する

(2)前項の場合には、先着順で参加者を随時決定する

(親権者の同意)

第15条

高校生以下の方が申し込まれる場合、保護者の同意書を事務局に対して提出するものとする

(サーバーの不具合等のトラブルについて)

第16条

本大会公式ウェブサイトサーバーのダウンを含む、サーバーやインターネット回線のトラブル等によって生じたお申し込みの失敗などの損害につき、事務局はその責任を負わない

(参加料支払いの方法)

第17条

(1)本大会への参加料の支払いは、募集要項に記載された指定の口座への現金振込のみとする

(2)振込人氏名欄には、参加者本人の氏名を入力する

本人氏名を入力せずに行われた振り込みは振り込みがなかったものとみなし返金しない

(3)一次募集期間に参加を申込みかつ一般会議に参加をする者のみ、一括払いと分割払を選択できるものとする

(手数料の扱い)

第18条

支払いに伴う手数料は参加者の負担とする

(払込先)

第19条

振込先は以下の通りとする

ゆうちょ銀行

店名:四四八(よんよんはち)

普通預金口座

店番:448

口座番号:4325153

名義人:模擬国連会議関西大会事務局

(振込期限)

第20条

入金の実行期限は本大会の募集要項に記載の振込期限(以下所定の期限)とする

(連絡先)

第21条

支払いに関する連絡先は、本大会運営事務局(kmunc_fm@kansai-mun.org)とする

(参加資格の喪失)

第22条

支払い期限内に支払いがない場合あるいは不完全な場合はキャンセルとみなす

第23条

高校生の参加者の方は事務局の指定する期限内に同意書の提出がなかった場合には、本大会への参加を認めない

(キャンセル)

第24条

キャンセルの際は必ず本大会運営事務局総務統括(kmunc_gm@kansai-mun.org)まで連絡することとする

第25条

- (1) キャンセルに際しては、募集要項において定めるキャンセル料金が発生する
- (2) キャンセル待ちの申し込みをし、のちにキャンセルに伴い大会への参加を申し込んだものも大会参加申込者とみなす
- (3) 定員超過のために事務局が参加を拒否した場合は、この限りでない

第26条

キャンセルに伴う返金にかかる手数料は申込者の負担とする

第27条

前後泊のキャンセル料金は大会参加キャンセル費とは別とする

第28条

事務局への連絡なくキャンセルした場合、また規定のキャンセル料を事務局指定の期日までに支払わない場合は、違約金2万円及び規定のキャンセル料を開催日後に徴収する

第29条

当日の無断欠席の場合も参加費全額を徴収する

第30条

28条、29条の適用に際する遅延損害金は利息制限法の規定に従う

(参加拒絶)

第31条

以下の項目いずれかに該当するものは、本大会への参加を認めない

- (1) 事務局の許可なしに、ネットワークビジネス・商品販売・宗教活動・その他イベント等の宣伝・勧誘行為を行った者、またそれを目的として参加する者
- (2) 過去に重大な非違行為を行ったと認められる者
- (3) 過去の日本模擬国連 (Japan Model United Nations) が主催する全国大会において参加費の未納があった者
- (4) その他事務局が不適切であると判断した者

(返金)

第32条

前項の規定に基づく参加拒否の場合には一切の費用の返金には応じない

第33条

前条の規定は慰謝料ならびに損害賠償の請求を行うことを妨げない

(著作権の帰属)

第34条

本大会に関連して事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物に関する著作権は事務局または権利者に帰属する

無断複製・第三者への譲渡の禁止

第35条

本大会に関連し事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物の自己使用目的以外での、無断複製ならびに使用を禁ずる

(免責)

第36条

- (1) 事務局あるいは大会運営者によるものを除く一切の傷病や携行品の紛失、および事故・怪我・急病・被害に関し、事務局は責任を負わない
- (2) 参加者間でのトラブルに関し、事務局は一切関知しない

(大会の順延等)

第37条

プログラムの遂行に影響がある災害や天候等による交通の麻痺等が発生した場合あるいはまた事務局が本大会の実施が不可能であると判断した場合には、本大会を中止、または開始時間を遅延する

(不可抗力)

第38条

前項の規定あるいは一部地域災害などにより参加が困難になった場合を含む不可抗力による大会の中止、開始の遅延の場合に事務局は一切の責任を負わない

(個人情報の利用)

第39条

事務局が収集する個人情報については別に定めるプライバシーポリシーに従い取り扱う

(準拠法)

第40条

本規約はすべて日本国法に従い処理する

第41条

その他本規約に定めがない事項については、慣習に従い、慣習がないときは、民法の定めるところによる。

(規約の変更)

第42条

- (1)当規約は参加者の許諾なく変更できるものとする
- (2)前項の規定にかかわらず、参加者は当該変更後の規約がウェブサイト上で公開されていなかったことをもって対抗できるものとする。

(分離条項)

第43条

- (1)いかなる管轄の法律の下で、本契約のいずれかの条項が違法、無効又は矯正不可能とされたとしても、他の管轄の法律の下ではその適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響も及ぼさず、また他の条項の適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響も及ぼさない
- (2)前項の適用が行われた場合、契約当事者は、必要な修正に合意するために直ちに協議する

(協議条項)

第44条

本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、誠意をもって協議の上、取り決めるものとする

(裁判管轄)

第45条

本契約に関連して甲乙間に生じる一切の紛争は京都地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする

施行日

平成30年5月20日施行

平成30年6月4日改定

平成30年7月7日改定

第18回模擬国連会議関西大会運営事務局